

小金井市立保育園の在り方に関する方針

令和7年8月

小金井市

策定に当たって

小金井市立保育園の在り方を巡っては、平成１８年の児童福祉審議会や平成２７年の保育検討協議会など、これまで長い年月をかけて議論が重ねられてきました。この間の議論に関わっていただきました全ての関係者の皆様の御尽力に、心より感謝を申し上げます。

市は、令和３年３月に今後の保育施策として取り組むべき方向性を明らかにするために「すこやか保育ビジョン（保育の質のガイドライン）」を、令和４年５月には市立保育園を取り巻く課題を踏まえて「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を策定し、同年９月に小金井市立保育園条例を専決処分により一部改正しました。

しかし、同処分については令和６年２月２２日に「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の東京地裁判決が出され、早急な対応が求められております。

そこで、すこやか保育ビジョンにおける市が果たすべき役割等の具体化を図り、市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討するため、令和６年６月に「小金井市立保育園の在り方検討委員会」を設置し、小金井市立保育園に期待される役割や取り巻く課題及び在り方について検討いただくよう諮問いたしました。

委員の皆様には、約１年という期間の中で、熱心な御議論と徹底した検討、そして当初予定を超える長時間の会議を経て、厳しい保育現場の現状や将来の方向性について、実情に即した答申を提出していただいたことに、改めて深く感謝申し上げます。

本方針の策定に当たっては、いただいた答申の内容をできる限り尊重することを第一の前提とし、特に示された「４つの役割」と「在り方」について、限られた施設と人員を最大限活用する、施設配置及び運営体制を検討してまいりました。結果として、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、３園体制とすることを判断いたしました。

本方針は市立保育園の在り方を定めたものですが、これまで小金井市の保育において重要な役割を担ってきていただいた民間保育園と協力して、市全体におけるより良い保育サービスの持続的提供と、保育の質の維持向上を実現するための仕組みづくりを進めるための方針でもあります。

市長として、市民、保護者、地域関係者の皆様と共に、この方針を着実に実現するために全力で取り組んでまいります。皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

小金井市長 白 井 亨

目次

1	方針策定の目的と位置付け	1
2	市立保育園の在り方の検討	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 課題の整理	1
3	市立保育園の在り方の策定	2
	(1) 市立保育園の役割	2
	(2) 園数（配置）	4
	(3) 運営体制	7
4	市立保育園の在り方の策定に伴う対応	8
	(1) 在園児及び保護者への対応	8
	(2) 施設の維持管理・跡地利用	9
	(3) I C T環境の整備	9
5	市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組	9
	(1) 市立保育園の役割の実施	10
	(2) 指導検査体制等の整備	11
6	方針に基づく市立保育園条例	12

1 方針策定の目的と位置付け

小金井市立保育園の在り方に関する方針（以下「本方針」という。）は、小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の答申を踏まえて策定するものであり、既存の「すこやか保育ビジョン」の理念に基づき、市全体の保育の質の維持・向上を図るため、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、子どもたち及び保護者の安心を支える保育環境の確保を目指すものです。

言い換えれば、子どもの最善の利益を重視する理念を基盤とし、市立保育園の役割を具体的に定めることで、地域全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することが、本方針の目的です。

今後の市立保育園の在り方については、従前の「新たな保育業務の総合的な見直し方針」【令和4年9月改定版】（以下「前方針」という。）ではなく、本方針により取組を進めていきます。

2 市立保育園の在り方の検討

(1) 基本的な考え方

本方針の策定に当たっては、まず令和7年5月に検討委員会から提出された答申の内容をできる限り尊重し、市立保育園が果たすべき4つの重要な役割を確実に実現することを第一に考えました。

(2) 課題の整理

本方針の検討に当たっては、前方針で示した5つの課題と市として現状把握した実情を、以下のように整理しました。

①【老朽化への対応】

市立保育園5園のうち、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園は築50年を超えており、これらの3園を今後も保育園として活用するためには、長寿命化改修工事など、施設の安全性・快適性を維持するための大規模工事が必要です。

〔市立保育園の築年数〕

令和7年4月1日現在

園名	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
建築年度	S43年度	S44年度	S58年度	S47年度	H25年度
築年数	57年	56年	42年	53年	11年

②【保育定員の適正化】

令和7年4月には1歳児クラスで待機児童が発生しましたが、過去2年間にわたり待機児童数はゼロとなり、市内保育施設では特に幼児クラス（3歳～5歳児クラ

ス)で定員の空きが恒常的に生じている状況及び市の出生数の減少傾向を踏まえると、市立保育園・民間保育園を問わず、市内全体での保育定員の適正化が必要です。

③【保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保】

市の保育事業に係る予算は、委託費（公定価格）が令和６年度に前年比で約１０％増額となるなど増加傾向であり、今後も増加することが見込まれます。

また、保育士の欠員が課題となっており、特に育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員の欠員について、早急な対応が必要な状況です。

答申で示された４つの役割を確実に実施するためには、各園において十分なスペースの確保と役割に対応できる職員の配置が必要となります。

④【公立保育園の公費負担】

答申で指摘された個別の事業実施に対する補助金の活用や、施設複合化の検討による補助金の確保など、市立保育園の運営及び施設維持管理における市費負担を少しでも軽減する方策を検討します。

ただ、市町村が運営する保育施設に対する国・都負担が著しく少ない現状は、市の努力のみでは大きな変化が望めないのが実情です。

⑤【自治体経営の観点】

自治体経営の視点においては、扶助費が長期的には増加傾向にある中、子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応が必要であり、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。

したがって、依然として厳しい財政状況にあり、市立保育園に係る経費についても可能な限り縮減する必要があります。

3 市立保育園の在り方の策定

2(1)の基本的な考え方と2(2)の課題の整理で述べた観点を踏まえ、次のとおり市立保育園の在り方（役割、園数（配置）、体制）を定めます。

(1) 市立保育園の役割

① 市立保育園の役割の定義

答申で示された４つの保育園の基本的役割―【地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割】【難度の高い保育を率先して担う役割】【市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割】【緊急時に地域の子どもと保育を守る役割】―を、市立保育園の役割と定義します。

それぞれの市立保育園は、在園児の保育に加え、市全体の保育の質の維持・向上のために、この４つの役割を確実に実施していきます。

[市立保育園の役割]

No.	役割	期待される機能
1	地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割 【学ぶ・つなげる】	●地域の保育の質の維持・向上 ・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市における保育の一つの実践モデルとして存在する。 ・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場を作り、蓄えられた専門性・経験知をいかした支援を行う。 ・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。 ・巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。
2	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	●要配慮児、要支援家庭・児童の支援 ・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題を抱える、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。 ・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。 ・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により支援体制を強化する。
3	市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	●在宅子育て家庭の支援 ・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知をいかして行う。 ●子育て支援センターとしての機能 ・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育やこども誰でも通園制度などの実施を通して支援ニーズを発見する。 ・必要に応じて保育の実施による支援を行い、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く状況に応じた支援を行う。
4	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	●地域の保育施設でのトラブル対応 ・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受皿になる。 ●災害時等の対応 ・市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、保育施設の支援を行う（例 避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援物資提供の拠点になるなど）。

② 役割実施のための対応

4つの役割を確実に実施するためには、各園に通常の保育室とは別に十分な内部スペースが必要となります。現行施設の敷地や建物の増築は、財政や公共施設の維持管理上から難しいため、本方針では、今年3月に策定した「のびゆくこどもプラン小金井」の量の見込みと確保の内容及び今後の人口推計を踏まえた、保育定員の見直し、すなわち適正な減員を行ってスペースを確保します。

減員については、0歳～5歳児クラスを維持すること、0歳児から1歳児まで、1歳児から2歳児まで、2歳児から3歳児までの進級時の定員差を原則として設けること、在園児のきょうだいの入園を希望する保護者への影響を考慮した定員設定とすること、配慮が必要な児童の受入枠の拡大、以上を踏まえて下表のとおり段階的に実施することとします。

なお、年齢別保育を実施している小金井保育園については、令和11年度から異年齢保育へ保育方法を変更することで、役割の実施のためのスペースを確保し

ます。

[保育定員の見直し]

(単位：人)

クラス年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
わかたけ	現定員	10	12	18	24	24	24	112
	R7.10	9	12	14	21	21	24	101
	R8.4	6	12	14	16	21	21	90
	R9.4	6	12	14	16	16	21	85
	R10.4	6	10	12	16※1	16※1	16※1	76
	R11.4	6	10	12	14	16	16	74
	R12.4	6	10	12	14	14	16	72
	R13.4	6	10	12	14	14	14	70
小金井	現定員	9	14	18	20	26	27	114
	R7.10	9	14	18	20	20	27	108
	R8.4	6	12	14	18	20	20	90
	R9.4	6	12	14	16	18	20	86
	R10.4	6	10	12	16	16	18	78
	R11.4	6	10	12	14※2	16※2	16※2	74
	R12.4	6	10	12	14	14	16	72
	R13.4	6	10	12	14	14	14	70
けやき	現定員	15	20	24	27	27	27	140
	R7.10	9	18	24	24	24	27	126
	R8.4	6	15	20	24	24	24	113
	R9.4	6	12	18	20	24	24	104
	R10.4	6	12	14	18	20	24	94
	R11.4	6	10	14	16	18	20	84
	R12.4	6	10	12	14※3	16※3	18※3	76
	R13.4	6	10	12	14	14	16	72
	R14.4	6	10	12	14	14	14	70

※1 わかたけ保育園は令和10年度から異年齢保育の幼児クラスを2クラス編成とする。

※2 小金井保育園は令和11年度から異年齢保育へ変更し、幼児クラスを2クラス編成とする。

※3 けやき保育園は令和12年度から異年齢保育の幼児クラスを2クラス編成とする。

(2) 園数（配置）

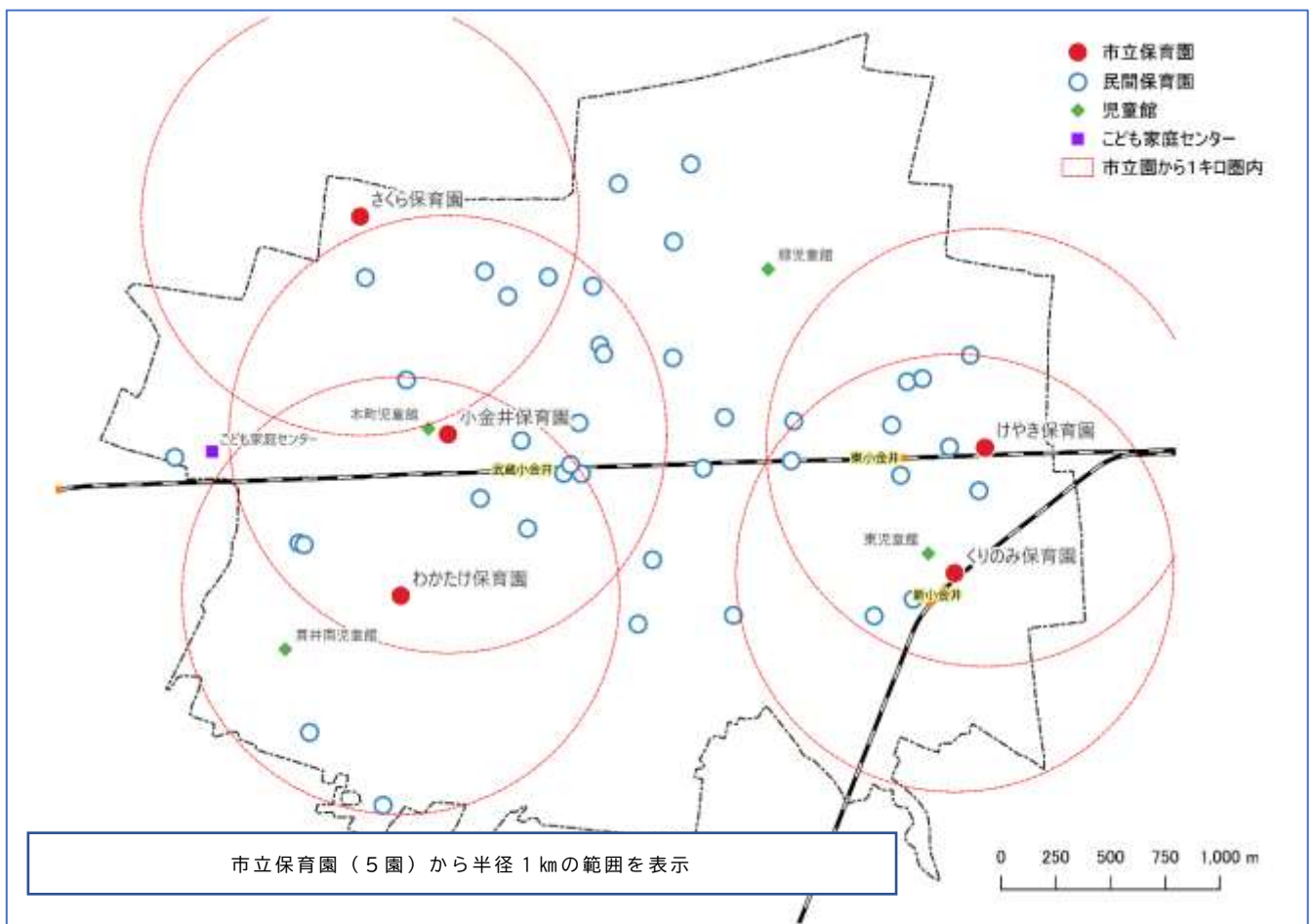
園数（配置）の検討においては、保育定員の減員により、5園から2園まで、いずれの場合でも役割に対応するためのスペースの確保は可能と考えられます。

しかし、保育定員を減員しても、5園体制や4園体制では、役割実現に必要な職員配置を行いつつ、全ての学年（0歳～5歳児）のクラスで保育を行うためには、前方針の職員数以上の職員配置が必要になるという課題があります。

さらに、老朽化が進んでいるくりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園は、築50年以上の施設であるため、これらの園を含む配置を採用した場合、各園に対し大規模な改修工事や施設の更新が必要となり、長期的にも運営コストの面で大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、答申で示された、市内を地域ブロックに分けて役割を実施していくことを考慮すると、答申でも指摘されているとおり、2園体制では市立保育園の役割を十分に果たすことが困難です。そして、「地域ブロックごとに市立保育園を拠点として配置する」という観点から、下図[市立保育園5園の配置]のとおり、さくら保育園は市の端に位置しており、また、けやき保育園とくりのみ保育園の区域が重複することも考慮すると、答申で示された役割を現実的に実施するためには、地域ブロックのバランスが取れた配置が必要です。

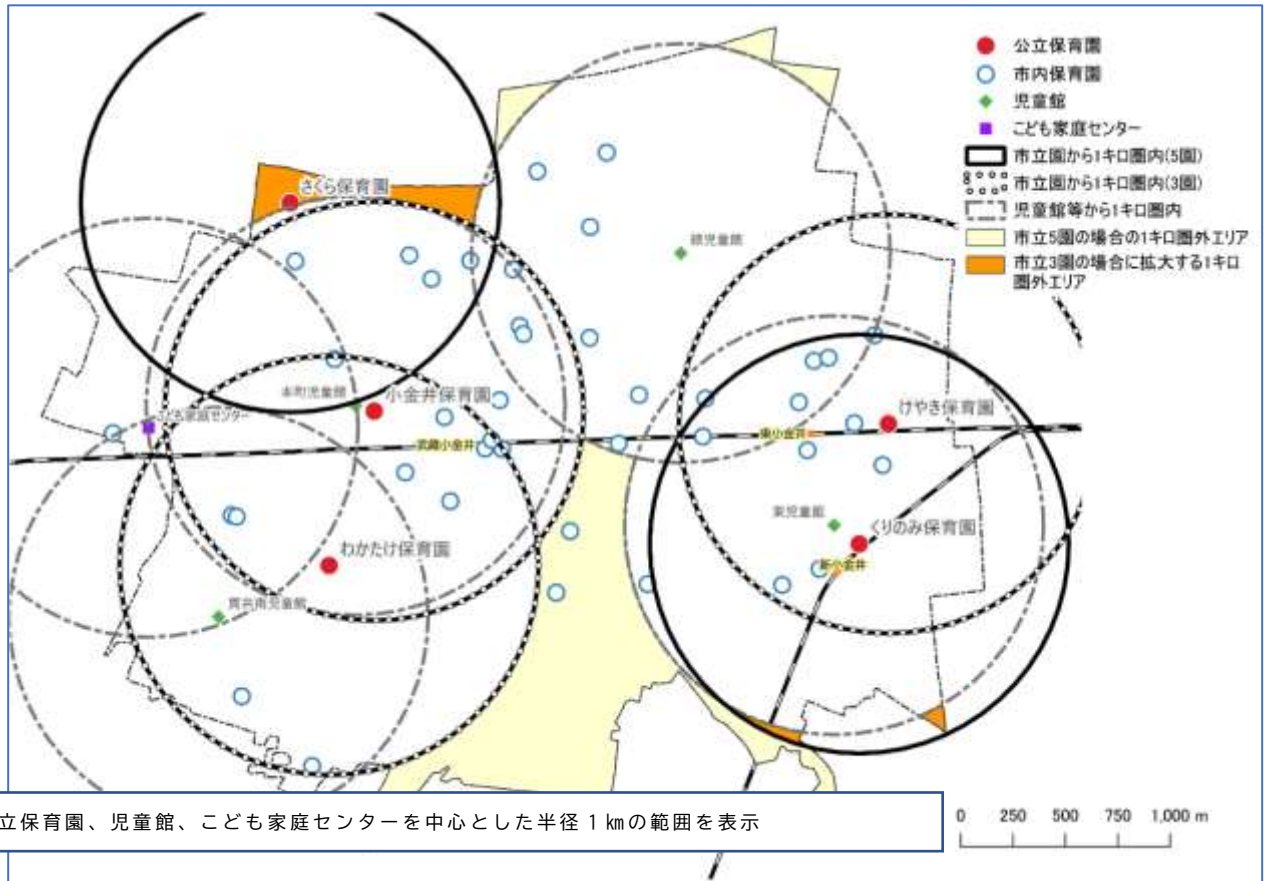
〔市立保育園5園の配置〕



また、役割として定義した【市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割】の機能である地域の子育て支援体制の拡充という観点では、市内のどこ

からでも子連れで歩いて15分程度以内に相談できる拠点が存在することが望ましいとの答申の指摘も考慮し、下図[子育て支援拠点と市立保育園5園の配置]のとおり、現在、本市において子育て支援拠点事業を行う児童館4館、こども家庭センターと市立保育園の配置のバランスについても確認を行いました。

[子育て支援拠点と市立保育園5園の配置]



これらの検討結果を基に、役割実現に必要な保育定員の減員を盛り込んだ配置計画を検討した結果、最も現実的かつ持続可能な運営体制として、そして、答申で示された各園間の連携や地域ブロックとしての均衡を確保することは十分可能であると考え、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の【3園体制】とすることを総合的に判断しました。

なお、段階的に縮小し閉園とする2園について、令和7年度において在籍している児童の学年が卒園するまでは維持することとします。よって、くりのみ保育園は令和9年度末で閉園とし、さくら保育園は令和10年度末で閉園とします。

なお、さくら保育園については、2歳児1人が在籍している状況を考慮し、令和7年度中に2歳児クラスの定員を12人と定めることとします。

[閉園までの定員]

(単位：人)

クラス年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
くりのみ	現定員	0	0	0	24	24	24	72
	R7.10	0	0	0	24	24	24	72
	R8.4	0	0	0	0	24	24	48
	R9.4	0	0	0	0	0	24	24
さくら	現定員	0	0	0	24	24	24	72
	R7.10	0	0	12	24	24	24	84
	R8.4	0	0	0	24	24	24	72
	R9.4	0	0	0	0	24	24	48
	R10.4	0	0	0	0	0	24	24

(3) 運営体制

市立保育園の運営体制のうち通常の保育業務については、国や都の基準に加えて市基準の職員配置（各クラスの複数担任制、1歳児クラスの職員配置（保育士1：児童5））を堅持し、通常の保育部分の業務が今後も変わりなく円滑に行われる職員体制を引き続き確保します。

なお、閉園する2園についても同様に市基準の職員配置を行い、児童定員が減っても勤務体制を維持できる職員数を配置することとします。

一方で、本方針で新たに定義した4つの役割を実現するために、通常の保育業務とは別に、役割対応の職員の配置を行います。役割対応の職員の配置は、役割の実施スケジュールに合わせ、各園の児童の預かり状況や職員の欠員状況を考慮しつつ、保育園の運営に支障が出ないように適切に配置することとし、配置予定の人数は下表[役割対応のための職員配置]のとおりとします。

[役割対応のための職員配置]

(単位：人)

	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
R8年度	保育士2	保育士2	保育士2	保育士2	保育士3、看護師1
R9年度	保育士2	保育士2	保育士2	保育士2	保育士3、看護師1
R10年度		保育士6	保育士4	保育士2	保育士6、看護師1 栄養士1
R11年度		保育士6	保育士6		保育士6、看護師2 栄養士1
R12年度		保育士6	保育士6		保育士6、看護師2 栄養士1

また、保育士の欠員の課題についても、今回の定員縮小に伴う職員数の最適化により一定の調整を図ることで、欠員を補うことも検討します。

加えて、育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員対応について、保育士採用が厳しい間の時限的な対応として正規職員を一定人数採用しておくことで対応します。

このように、通常の保育業務については従来の市基準に基づく堅実な配置を維持しつつ、新たな役割対応の職員を別に配置することで、市立保育園の役割を確実に実施します。

4 市立保育園の在り方の策定に伴う対応

(1) 在園児及び保護者への対応

本方針に基づく運営体制の再編に当たっては、在園児及び保護者の皆様にも影響が生じることとなります。その影響が可能な限り最小限となるよう、以下の対応を行うこととします。

ア 現在の市立保育園から転園を希望される御家庭に対しては、転園の際の入所指数において優遇措置を設けることで、転園希望者への配慮と入所機会の確保を図ります。これにより、定員縮減による不利益が生じることなく、子どもたちや御家庭が希望される保育環境へ移行することを支援します。

イ 在園児のきょうだいの入園を希望する保護者への影響を考慮し、在園児のきょうだいの入所申込時の入所指数について優遇措置を設けます。

ウ 保育定員が縮小される状況下においても、従来の保育の質を維持するため、通常の保育業務を行う職員体制については、従来からの基本的な市基準の職員配置を堅持するとともに、児童数の減少があっても運営に支障がないよう安定的な職員体制を維持します。

エ 児童や保護者への影響について、寄り添った対応ができるよう現在も行っている心理相談を閉園まで継続して実施します。

オ 各園における在園児や保護者への対応も丁寧に行いながら、子どもたちへの影響を最小限にとどめるよう取り組みます。保育指針や全体的な計画、年間計画を基盤として、目の前の子どもたちの最善の利益を第一に考え、他園との連携も視野に入れながら園の状況や社会的な変化に応じて柔軟に保育を実践することで、保育定員が変わっていく中においても在籍しているこどもの状況に合わせた保育を行っていきます。

カ 本方針に基づく取組開始後も、公立保育園運営協議会を通じて、定期的に取り組状況の説明を行うとともに、必要に応じて個別の説明会の場を設けます。これにより、各家庭の御意見や御懸念を迅速に把握し、柔軟かつ的確な対応を実施する体制を維持していきます。

(2) 施設の維持管理・跡地利用

本方針の実現に当たっては、施設の老朽化対策や維持管理も極めて重要な課題です。縮小して閉園となるくりのみ保育園とさくら保育園については、閉園となる年度まで保育に支障が生じないように、必要な修繕・維持管理を実施し、閉園まで在籍する児童や保護者の方の安心を確保します。

また、残る3園については、安心して子どもを預けられる環境づくりや保育の質の確保といった観点から、必要な改修や維持管理を行い、将来にわたって安定した保育サービスの提供が図られるよう取り組んでいきます。

また、閉園後の跡地利用については、これまで長い間、本市の子どものために活用してきた経過を踏まえ、将来を見据えて活用方法を検討します。

(3) ICT環境の整備

市立保育園のICT環境整備については、答申における指摘を踏まえ、既に導入している登降園管理システムの機能を更に有効に活用するための施策を推進します。

また、環境整備を進めつつ、システムの機能活用も充実させることにより、保育所内外での情報共有の迅速化や園内の各種連絡、更には安全管理に関する運用の効率化を図ります。これにより、保護者の利便性の向上だけでなく保育園で勤務する職員の負担軽減も目指します。

5 市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組

現状及び短期的な財政や運営面の制約を踏まえ、今後数年にわたって、段階的かつ計画的にこれらの役割の実施を進めていきます。

また、全ての園が同一の役割を担うのではなく、各園の状況、施設の状態を踏まえた上で、各園が担うべき役割に差異を持たせます。特に、難度の高い保育の中でも医療的ケアを要する子どもたちへの対応については、実施体制の効率化と専門性の確保を目的として、けやき保育園を受入れ拠点園として対応する計画とします。

(1) 市立保育園の役割の実施

[実施スケジュール]

役割	内容	実施園	R8	R9	R10	R11	R12 以降
地域の連携、保育の質の維持・向上を推進する役割	民間保育施設との連携	わかたけ 小金井 けやき					
難度の高い保育を率先して担う役割	配慮を要する子どもの保育	わかたけ 小金井 けやき					
	医療的ケア児の保育	けやき					
市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割	地域の子育て支援	わかたけ 小金井 けやき					
		くりのみ					
	こども誰でも通園制度の実施	わかたけ					
		小金井					
		さくら					
緊急時に地域の子どもと保育を守る役割	緊急時の対応	全園（くりのみは R9 年度、さくらは R10 年度まで）					

○民間保育施設との連携

地域ブロック内の他保育施設と連携を図り、園庭開放などによる民間保育施設の支援の実施や、合同研修実施や学びあいの仕組みづくりを行う。

○配慮を要する子どもの保育

受入年齢制限を撤廃し、受入枠を順に拡大（１１人から１８人へ）し実施する。

○医療的ケア児の保育

職員体制の整備、ガイドラインの策定とそれに基づく保育の実施、民間保育施設とのノウハウの共有を行う。

○地域の子育て支援

地域の在宅子育て家庭への支援、子育て相談やこども家庭センター等他機関と連携しての支援を実施する。

○こども誰でも通園制度対応

本市では幼稚園のみでの実施となっていることも誰でも通園制度について、在宅子育て支援の一つとして、市立保育園が率先して実施する。

○緊急時の対応

市内保育施設で保育が実施できないなどのトラブルが起きた場合には、保育定員の減員によって生み出したスペースを活用し、通常の保育業務とは別に配置する役割対応を行う職員が預かりに対応する。

(2) 指導検査体制等の整備

市全体の保育の質の更なる向上を図るため、定期的な指導検査体制の整備は極めて重要と考えます。本方針では、3年間で市内の全ての認可保育園及び特定地域型保育事業を対象とした指導検査を実施できる体制を整備し、各施設の運営状況や質の向上の取組を継続的に確認していくことを目指します。

具体的には、東京都と合同での実施にとどまる現状の指導検査体制を見直し、人事異動のある職員のみでは専門性を維持することが難しいため、必要に応じて外部の専門家などへの業務委託も検討します。

また、市内保育施設への巡回支援体制についても、施設数の増加に対して整備が進んでいない現状があります。指導検査とは別に、すこやか保育ビジョン及び小金井市保育の質のガイドラインの普及、促進等を目的とした巡回支援の仕組みについても検討を進めます。

これらの指導検査及び巡回支援体制の整備により、各保育施設の現状把握と課題抽出、更には具体的な改善・支援策の実施を目指します。

6 方針に基づく市立保育園条例

小金井市立保育園条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育園を設置することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(入園児童)

第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。

(職員)

第4条 保育園に業務の運営に必要な職員を置く。

(休園日)

第5条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(開園時間)

第6条 保育園の開園時間は、午前7時から午後6時までとする。

(保育時間)

第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前7時から午後6時まで
- (2) 保育短時間認定者（施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前8時30分

から午後４時３０分まで

(委任)

第８条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

(小金井市立保育園条例の廃止)

２ 小金井市立保育園条例（昭和４３年条例第１４号）は、廃止する。

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

３ 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「小金井市立保育園条例（昭和４３年条例第１４号）」を「小金井市立保育園条例（令和７年条例第 号）」に改める。

(小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部改正)

４ 小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成１１年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「小金井市立保育園条例（昭和４３年条例第１４号）」を「小金井市立保育園条例（令和７年条例第 号）」に改める。

(令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

５ 別表の規定にかかわらず、令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第１によるものとする。

(令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

６ 別表の規定にかかわらず、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第２によるものとする。

(令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

７ 別表の規定にかかわらず、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第３によるものとする。

(令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

８ 別表の規定にかかわらず、令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日までの間における保

育園の名称、位置及び定員は、付則別表第４によるものとする。

(令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

- ９ 別表の規定にかかわらず、令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第５によるものとする。

(令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

- １０ 別表の規定にかかわらず、令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第６によるものとする。

(令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日までの保育園の名称、位置及び定員)

- １１ 別表の規定にかかわらず、令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第７によるものとする。

付則別表第１

名称	位置	０歳 定員	１歳 定員	２歳 定員	３歳 定員	４歳 定員	５歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目１番１ ６号	０人	０人	０人	２４人	２４人	２４人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原町 三丁目１１番１ ２号	９人	１２人	１４人	２１人	２１人	２４人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目６番１９号	９人	１４人	１８人	２０人	２０人	２７人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目３０番 ６号	０人	０人	１２人	２４人	２４人	２４人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目２番 ３号	９人	１８人	２４人	２４人	２４人	２７人

備考

- １ この表における「０歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に

出生していない児童は、当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	12人	14人	16人	21人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	12人	14人	18人	20人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野町 一丁目2番3号	6人	15人	20人	24人	24人	24人

備考

1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第3

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原町 三丁目11番1 2号	6人	12人	14人	16人	16人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	12人	14人	16人	18人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野町 一丁目2番3号	6人	12人	18人	20人	24人	24人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた	小金井市前原 町三丁目11	6人	10人	12人	16人	16人	16人

け保育園	番 1 2 号						
小 金 井 市 立 小 金 井 保育園	小金井市本町五 丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 6 人	1 6 人	1 8 人
小 金 井 市 立 さ く ら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目 3 0 番 6 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 4 人
小 金 井 市 立 け や き 保育園	小金井市梶野町 一丁目 2 番 3 号	6 人	1 2 人	1 4 人	1 8 人	2 0 人	2 4 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第 5

名称	位置	0 歳 定員	1 歳 定員	2 歳 定員	3 歳 定員	4 歳 定員	5 歳 定員
小 金 井 市 立 わ か た け 保育園	小金井市前原 町 三 丁 目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 6 人	1 6 人
小 金 井 市 立 小 金 井 保育園	小金井市本町五 丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 6 人	1 6 人
小 金 井 市 立 け や き 保 育園	小金井市梶野 町 一 丁 目 2 番 3 号	6 人	1 0 人	1 4 人	1 6 人	1 8 人	2 0 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第6

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	10人	12人	14人	16人	18人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第7

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた	小金井市前原 町三丁目11	6人	10人	12人	14人	14人	14人

け保育園	番 1 2 号						
小 金 井 市 立 小 金 井 保 育 園	小 金 井 市 本 町 五 丁 目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小 金 井 市 立 け や き 保 育 園	小 金 井 市 梶 野 町 一 丁 目 2 番 3 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 6 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

別表（第2条関係）

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市立 わかたけ保 育園	小金井市前原町 三丁目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小 金 井 市 立 小 金 井 保 育 園	小 金 井 市 本 町 五 丁 目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小 金 井 市 立 け や き 保 育 園	小 金 井 市 梶 野 町 一 丁 目 2 番 3 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う

日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。